

山口県報

平成19年
8月28日
(火曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三
保安林予定森林 (森林整備課) 四
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知の要旨及び揭示場所 (森林整備課) 五
道路の指定 (建築指導課) 五
公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 六
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出 (商政課) 六
職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課) 六
県営嘉年中部地区ほ場整備事業の換地処分 (農村整備課) 七
宇部都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七



山口県告示第四百三十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年八月二十八日から同年九月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び美祢市環境保健課において公衆の縦覧に供す

る。

平成十九年八月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社住友金属エレクトロデバイス
住 所 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社住友金属エレクトロデバイス
所 在 地 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 (個/日)	予 定 手 続	予 定 日 期	予 定 日 期
(一五基)	三三、〇〇〇	平成一九、一〇、一	平成一九、一〇、三〇	平成一九、一、一
(二二基)	二二、〇〇〇	平成一九、一、一	平成一九、一、三〇	平成一九、一、一
(六五)	三〇〇、〇〇〇	平成一九、九、一	平成一九、三、〇	平成一九、一、一
(六六)	"	"	"	"
(二一基)	"	"	"	"

備考 「六五」及び「六六」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第六十六号の電気めつき施設をいう。

種 類	メッキ排水処理施設			種 類	項 目	汚 水		等 質 量		状 態		の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)								
	処理前	処理後	処理前			通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大		通 常	最 大						
"						五	七・五	五	四〇	一八	二八	五〇	八〇	二〇	二	二	三	三〇	〇・一	一	五五	九八

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 率	処理の方式	使用時間	概 率	工 事	工 事	工 事	
									(m ³ /日)
樹脂吸着装置	強化プラスチック製	二四	吸着	連続	二四時間	概 率 変動なし	平成一九九、一九	平成一九九、三〇	平成一九九、三〇
"	"	三六〇	酸化分解・凝集	連続	二四時間	概 率 変動なし	平成一九九、一九	平成一九九、三〇	平成一九九、三〇
メッキ排水処理施設	コンクリート製	六二四	酸化分解・凝集	連続	二四時間	概 率 変動なし	平成一九九、一九	平成一九九、三〇	平成一九九、三〇

(二) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		室 状 態		の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
(一六六)	七	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一八
(六六五)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四四
(二六五)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三〇
(一五五)	五	一四	一五	二五	一〇	二〇	一	二	二	三	六八

(一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

樹脂吸着装置	処理後	処理前	処理後
	"	"	七・五
"	"	八・六	"
"	一・五	五	"
"	二・五	一・〇	"
"	一・〇	五	"
"	二・〇	一・〇	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	〇・五	三・〇	一
"	"	六	"
"	"	八	"

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 9 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	七・五	通	通	常
"	八・七	最	最	大
一・五	一四・五	通	通	常
三・〇	二・三	最	最	大
二・五	二・〇	通	通	常
四・〇	七・〇	最	最	大
〇・四	一・二	通	通	常
一	三	最	最	大
〇・〇二	二	通	通	常
一	三	最	最	大
検出せず	〇・一	通	通	常
二・七	九六三	最	最	大
三五	一、二二五	通	通	常

山口県告示第四百三十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年八月二十八日から同年九月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び美祢市環境保健課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年八月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社住友金属エレクトロデバイス
住 所 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社住友金属エレクトロデバイス
所在地 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一
- 三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設、同表第六十六号の電気めつき施設及び同表第七十一号の二の科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設

四 変更しようとする事項の内容
特定施設から排出される污水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目				汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	処理後		処理前			
	変更後	変更前	変更後	変更前		
設 備 マッキ排水処理施設	"	七・五	"	五	水素イオン濃度 (水素指数) 通 常 最 大	四一四
	"	八・六	"	一四・一	化学的酸素要求量 (mg/l) 通 常 最 大	三七九
	"	九	"	一八	化学的酸素要求量 (mg/l) 通 常 最 大	四一四
	"	一七	"	二八	浮遊物質量 (mg/l) 通 常 最 大	五三二
	"	二〇	"	五〇	浮遊物質量 (mg/l) 通 常 最 大	四六〇
	"	"	"	八〇	窒素 (mg/l) 通 常 最 大	五三二
	"	"	"	一	窒素 (mg/l) 通 常 最 大	四六〇
	"	"	"	二	窒素 (mg/l) 通 常 最 大	四六〇
	"	"	"	二	燐 (mg/l) 通 常 最 大	四六〇
	"	"	"	三	燐 (mg/l) 通 常 最 大	四六〇
	"	〇・一	"	一	シアン (mg/l) 通 常 最 大	四六〇
	"	"	"	"	シアン (mg/l) 通 常 最 大	五三二

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	項 目				排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	変更後	変更前	変更後	変更前	
No. 9 排水口	"	"	"	七・五	通 常 最 大
No. 1 排水口	"	"	八・七	一五・六	通 常 最 大
	"	一五	一四・五	二五	通 常 最 大
	"	三〇	二三	二〇	通 常 最 大
	"	二五	"	七〇	通 常 最 大
	"	四〇	"	一・三	通 常 最 大
	"	〇・四	一・二	三	通 常 最 大
	"	一	"	二	通 常 最 大
	"	〇・〇二	"	三	通 常 最 大
	"	一	"	〇・一	通 常 最 大
	"	検出せず	"	"	通 常 最 大
	"	二七	九六三	八七三	通 常 最 大
	"	三五	一、二三五	一、〇六五	通 常 最 大

山口県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十九年八月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所
岩国市美和町日宛字越埜五四〇の一、字竹の本五五一、本郷町本郷字助光一九九

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市美和町日宛字越埜五四〇の一・本郷町本郷字助光一九九九・字下ヶ迫二

九、字下ヶ迫二〇〇〇、二〇〇五、字岡畠二〇一〇、字わや二〇二二

周南市大字鹿野下字桃ノ埜二三九、二四〇、二四四の一、字原河内二六四から二六七まで、二六八の一から二六八の四まで、大字大潮字小汐三八三の一、三八三の三、三八三の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市美和町日宛字越埜五四〇の一・本郷町本郷字助光一九九九・字下ヶ迫二

〇〇〇・二〇〇五・字わや二〇二二(以上五筆)について次の図に示す部分に限る。)

周南市大字鹿野下字桃ノ埜二三九・二四四の一・字原河内二六八の一・二六八の四・大字大潮字小汐三八三の一・三八三の三・三八三の四(以上七筆)について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成十九年八月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 保安林として指定された目的 変更に係る指定施業要件 森林所有者又は登記した権利を有する者 住所 氏名又は名称

光市大字三井字足谷七八 土砂の流出の防備 立木の伐採の限度 光市大字三井 鍵本 隆駒

二 通知の内容を掲示した場所 光市役所

山口県告示第四百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第四号に規定する道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年八月二十八日

山口県知事 二井 関成

名称	起点	終点	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日
周南都市計画道路三・五・二百十七大海線	下松市大字末武下字鎮守免四四八の一地先	下松市大字末武下字浜田四五一の三	一六・〇	八二・六四	平成一九八、二八
区画道路四―二十	下松市大字末武下字浜田四五七の二	下松市大字末武下字浜田四五七の六	四・〇	三八・六〇	〃
区画道路四―二十	下松市大字末武下字浜田四五七の四	下松市大字末武下字浜田四五七の二	四・〇	四〇・八一	〃
区画道路五―二十	下松市大字末武下字浜田四五〇の二	下松市大字末武下字菰房四四四の一	五・〇	五四・七四	〃
区画道路五―二十	下松市大字末武下字浜田四五〇の四	下松市大字末武下字浜田四五〇の一	五・〇	四四・七二	〃
区画道路六―二	下松市大字西豊井六字切戸一四四三の二	下松市大字西豊井六字切戸一四四一の一	六・〇	一四四・四四	〃
区画道路六―三	下松市大字西豊井一四四二の三	下松市大字西豊井一四四一の三	六・〇	一八七・八九	〃
区画道路六―七	下松市大字末武下字鎮守免四四八の二	下松市大字末武下字浜田四五〇の一	六・〇	九〇・九〇	〃
区画道路六―十四	下松市大字末武下字浜田四七一の一	下松市大字末武下字西金屋四七七の二	六・〇	一六五・六四	〃
区画道路六―十五	下松市大字末武下字浜田四六四の四	下松市大字末武下字浜田四六三の四	六・〇	一三六・三四	〃
区画道路六―十八	下松市大字末武下字浜田四五七の一	下松市大字末武下字浜田四六二の二	六・〇	七四・七八	〃

区画道路六―十九	下松市大字末武下 字浜田四六三の二	下松市大字末武下 字西金屋四七七の 一	六・〇	一三二・六五	〃	〃
区画道路六―二十	下松市大字末武下 字浜田四六三の二	下松市大字末武下 字浜田四六七の三	六・〇	九七・八二	〃	〃



(四三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年四月十日山口県公告(一七〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年八月二十八日から同年九月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ドン・キホーテ宇部店

所在地 宇部市大字妻崎開作八四一の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四三四) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成十九年四月十日山口県公告(一七〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。

当該意見書は、平成十九年八月二十八日から同年九月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) ドン・キホーテ宇部店
所在地 宇部市大字妻崎開作八四一の三
- 二 意見の概要
交通に係る事項について配慮を求める。

(四三五) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成十九年八月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

(一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成十九年十一月十六日(金曜日)午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成十九年十月九日(火曜日)から同年十月二十三日(火曜日)まで(郵送の場合)は、十月二十三日までの消印のあるものは、有効とする。

六 受験申請書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)
山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

- (一) 受験申請書及び履歴書
- (二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、平成十九年十二月三日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

- (一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験」と朱書し、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三―九三三―三三三四)にすること。

(四三六) 県営嘉年中地区ほ場整備事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営嘉年中地区ほ場整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いました。

平成十九年八月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十九年八月十七日

二 換地処分の内容

県営嘉年中地区ほ場整備事業換地計画書に記載された換地計画のとおり

(四三七) 宇部都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年八月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画下水道宇部市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

平成十九年八月二十八日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)